

松本市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 2026

1 目的

松本市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、松本市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、松本市耐震改修促進計画に基づき策定する。

3 対象区域及び対象建築物

対象区域

市内全域を対象とする。

対象建築物

建築基準法（昭和25年法律第20号）における旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着手したもの）により建築された住宅とする。

4 取組内容・目標・実績

	令和8年度	取組内容	目標
財政的支援	i)	耐震診断 住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施 (木造 在来構法・伝統構法、非木造)	86戸
	ii)	耐震改修 住宅の耐震改修・除却費に対する一部補助を実施	30戸
普及啓発等	i)	所有者に対する直接的な耐震化促進 対象となる住宅所有者にダイレクトメールを発送	86戸
	ii)	耐震診断実施者に対する耐震化促進 ア 耐震診断結果報告時に耐震化に必要な耐震改修の内容と概算工事費、工事の施工方法、市の支援制度の説明を行う イ 耐震診断後、一定期間経過した未改修者へ、電話等による意識啓発や情報提供を実施	86戸 90戸
	iii)	改修事業者の技術力向上等 ア 長野県や長野県建築士事務所協会松筑支部と協力し、耐震改修事業者リストを作成し、公表する イ 県や関係団体等が実施する技術力向上へ向けた講習会への積極的な参加を呼びかける	市HPを更新 講習会1回
	iv)	一般への周知普及 ア 耐震改修の必要性を周知するチラシを配布 イ リーフレットを作成し、耐震改修の必要性や制度概要等の周知を実施	固定資産税納税通知書に周知チラシを同封

自己評価

令和9年度に、令和8年度の取組実績を公表し、課題と改善策を検討します。